

判例六法 平成三一年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法は、基準日（平成三〇年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、平成三二年一月二日から平成三二年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、平成三二年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、平成三〇年九月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「平成三二・七・二までに施行」などと表記していますが、施行期日を決める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

平成三〇年九月一日

有斐閣六法編集室

凡 例

〔内容現在〕 平成三〇年九月一日

〔掲載内容〕 判例六法平成三一年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 平成三一年一月二日から平成三二年三月三十一日まで（平成三二年四月

一日以降のものは判例六法に注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法と同一の部分については略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。ただし、民法については平成三〇法七二による改正前の第五編の規定をすべて掲げた。

〔改正法令一覧〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

目次

産業法

- 特許法(昭和三四法一二)……………二四
- 不正競争防止法(平成五法四七)……………二四
- 著作権法(昭和四五法四八)……………二六

公法

- 皇室典範(昭和二三法三)……………三
- 公職選挙法(昭和三五法二〇〇)……………三

民法

- 民法(明治二九法八九)……………四
- 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成一〇法一〇四)……………一〇

- 消費者契約法(平成二二法六一)……………一〇
- 商法(明治三三法四八)……………一一

- 国際海上物品運送法(昭和三三法一七二)……………一一
- 人事訴訟法(平成一五法一〇九)……………一九

- 家事事件手続法(平成三三法五二)……………一九
- 民事執行法(昭和四五法四)……………二〇

- 会社更生法(平成一四法一五四)……………二〇

刑事法

- 刑事訴訟法(昭和三三法一二三)……………二二
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成一一法一三七)……………二二

社会法

- 労働基準法(昭和三四法四九)……………三三

平成三年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二九・六一・六
法六三)附則三條(平成二・四・三〇施行)

④改正により追加
附則

平成三年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・公職選挙法の一部を改正する法律(平成二九・六一・二二法六
六)本則(平成三一・三・一施行)

(文書図面の頒布)

第一四一条① 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙に
おいては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に
規定する通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から
第七号までに規定するビラのほかは、頒布することができな
い。この場合において、ビラについては、散布することができ
ない。

一三(略)

四 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人につ
いて、通常葉書 八千枚

五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者
一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事
務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ
七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人につい
て、通常葉書 四千枚

六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合に
ついては、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に
関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内の
ビラ一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一
人について、通常葉書 二千枚

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

七(略)

を、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七
センチメートルを、超えてはならない。

⑨ 第二項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第
二項並びに第三項のビラには、その表面に頒布責任者及び印刷
者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければならない。
この場合において、第一項第一号の二のビラにあつて
は当該参議院名簿記載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及
び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつ
ては当該候補者届出政党等の名称及び同項のビラである旨を表示
する記号を、併せて記載しなければならない。

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

㉞(略)

㉟(略)

㊱(略)

㊲(略)

㊳(略)

民法

有効な改正前規定（民法 第八二条第一項第五号）

平成三年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
民法及び家事事件訴訟法の一部を改正する法律（平成二〇・七・一（法七二）本則一 平成二〇・七・二までに、平成二一・一（法二）二施行）

注 平成二〇（法七二）による改正前の第五編（第八二条第一項第四号）の規定については、第五編（第八二条第一項第四号）の規定として掲げた。

第五編 相続

第一章 総則

（相続開始の原因）

第八二条 相続は、死亡によって開始する。

第八三条 相続は、被相続人の住所において開始する。

第八四条 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を喪失した事実を知った時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。

第八五条 相続に関する費用は、その財産の中から弁済する。ただし、相続人の過失によるものは、この限りでない。

第八六条 遺言は、遺留分権利が贈与の減殺によって得た財産をもつて弁済することを要しない。

第二章 相続人

（相続人の権利能力）

第八八条 胎児は、権利については、既に生まれたものとみなす。

第八九条 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。子及びその代襲者の相続権

第九〇条 被相続人の子は、相続人となる。

第九一条 被相続人が、相続の開始前に死亡したとき、又は第八九条の規定に該当し、若しくは除縁によって、その相続権を失った場合については、その子が、これを代襲して相続となす。ただし、被相続人の直系尊属でない者は、この限りでない。

第九二条 前項の規定は、代襲者が、相続の開始前に死亡し、又は第八九条の規定に該当し、若しくは除縁によって、その代襲権を失った場合について準用する。

第九三条 代襲相続を排除

（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）

第八二条第一項第五号
第八九条 次に掲げる者は、第八十七条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順位の順に従つて相続人となる。
一 被相続人の直系尊属、ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
二 被相続人の兄弟姉妹。
第八八七条第二項の規定は、前項第一号の場合について準用する。

（配属者の相続権）

第八九六条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八八七条又は前条の規定により相続人となるべき者があつたときは、その者と同順位とする。
第八九七条 次に掲げる者は、相続人となることができない。一 故意に被相続人又は相続人について先取らうとすることがない者がある者を死亡に至らせ、又は至らせようとしたために刑に処せられた者。二 被相続人に殺害された者。三 告訴しなかつた者。ただし、その者に直系血族があつたときは、この限りでない。三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言を三訂取又は強迫して取り消し、又は変更することを妨げた者。四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回し、取り消し、又は変更させた者。五 相続に関する被相続人の遺言を偽造し、変造し、破し、又は隠匿した者。

（推定相続人の廃除）

第八九八条 遺言を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となる者。以下同じ）が、被相続人に対して虐待し、若しくはこれに重大侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその著しい非行があつたときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

第八九九条 被相続人は、推定相続人の廃除の意思を表示したときは、遺言執行者、被相続人が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人請求の時からその効力を生ずる。

第九〇〇条 推定相続人の廃除の取消
第九〇一条 被相続人は、いつでも、推定相続人の廃除の取消を家庭裁判所に請求することができる。

第九〇二条 前条の規定は、推定相続人の廃除の取消について準用する。

第九〇三条 推定相続人の廃除又はその取消の請求があつた後の審判が確定する前に相続が開始したときは、家庭裁判所

は、親族、利害関係人又は検察官の請求によって、遺産の管理について必要な処分を命ずることができ、推定相続人の廃除の遺言があつたときも、同様とする。

第九〇四条 前項の規定は、前項の規定により家庭裁判所が遺産の管理人を選任した場合について準用する。

第三章 相続の効力

（相続の節約効力）

第八九六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の身に専属したものは、この限りでない。

（祭祀に関する権利の承継）

第八九七条 系譜の祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があつたときは、その者が承継する。

（共同相続の効力）

第八九八条 相続人複数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第八九九条 各共同相続人は、その相分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

第四節 相続分

（法定相続分）

第九〇〇条 同順位相続人複数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一 子及び兄弟姉妹が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は三分の一とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の一とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。

四 子、直系尊属及び兄弟姉妹が相続人であるときは、各自の相続分は、相等しいとする。ただし、父母の一方のみが同順位相続人となる直系尊属は、その直系尊属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべき部分について、前条の規定に従つてその相続分を定める。

第九〇一条 前条の規定は、第八八七条第二項の規定により相続人となる直系尊属は、その直系尊属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべき部分について、前条の規定に従つてその相続分を定める。

第九〇二条 前項の規定は、第八八七条第二項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。

（遺言による相続分の指定）

第九〇二条 一 被相続人は、前条の規定にかかわらず、遺言で共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。ただし、被相続人は、第二者は、遺留分に関する規定に違反することができない。

二 被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを第三者に指定したときは、他の共同相続人の相続分は、前条の規定により定める。

（特別受益者の相続分）

第九〇三条 共同相続人中、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子組のため若しくは生計の資として贈与を受けた者があつたときは、被相続人が相続開始において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前二条の規定により算定した相続分の中か、その遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもつてその者の相続分とする。

二 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

三 被相続人が前二項の規定と異なつた意思表示をしたときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。

（第九〇四条）

前条に規定する贈与の価額は、受贈者の行為によつてその目的である財産が滅失し、又はその価額の増減があつたときであっても、相続開始の時においてなお原状のままであるときのみみなして、これを定める。

（寄与分）

第九〇四条 一 共同相続人中、被相続人の事業に關する業務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があつたときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与を控除したものを相続財産とみなし、前二条の規定から第九〇三条を控除した額により算定した相続分に寄与分を加えた額をもつてその者の相続分とする。

二 前項の協議が調わぬとき、又は協議することのできないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

三 寄与分は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えて算出することができない。

四 第二項の請求は、第九〇七条第一項の規定により請求があつた場合又は第九〇九条第一項の規定する場合にすることができ、第九〇九条第一項の規定は、第九〇七条第一項の規定に準用する。

（相続分の戻権）

第九〇五条 共同相続の一人が遺産の分割前にその相続分を第三者に譲渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けすることができる。

前項の権利は、一箇月以内に行使しなければならない。

第三節 遺産の分割

遺産の分割の基準
第九〇六条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、身内の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

遺産の分割の協議又は審判等
第九〇七条 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができなるときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全額又は一部について、その分割を禁ずることができる。

遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止
第九〇八条 被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し又は相続開始時から五年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができ、その分割の他の処分をしたときは、価額のみによる払の請求権を有する。

遺産の分割の効力
第九〇九条 遺産の分割は、相続開始の時にさかばつての効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

相続の開始に認められた者の価額を支払請求
第九〇〇条 相続の開始後認知によつて相続人となつた者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人既にその分割の他の処分をしたときは、価額のみによる払の請求権を有する。

共同相続人の担保責任
第九〇一条 各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同様、その相続分に依つて担保の責任を負う。

同一く、その相続分に応じて、その担保責任
第九〇二条 各共同相続人は、その相続分に応じて、他の共同相続人が遺産の分割によつて受けた債権について、その分割の時における債権者の資力を担保する。

弁済期にらならぬ債権及び停止条件付の債権については、各共同相続人は、弁済すべき時にその債権者の資力を担保する。

資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担
第九〇三条 担保の責任を負う共同相続人中に債権を有する資力のない者があるときは、その償還することができる部分は、求償者及び他の債権者がある者が、それぞれその相続分に応じて分担する。ただし、求償者が過失があるときは、他の共同相続人に対しては担保を請求することができない。

遺言による担保責任の定め
第九〇四条 前三条の規定は、被相続人が遺言で別段の意思を示したときは、適用しない。

第四章 相続の承認及び放棄

第一節 総則

相続の承認又は放棄するべき期間

第九〇五条 相続人は、自己ののために相続の開始があつたことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならぬ。ただし、この期間は、利害関係人又は檢察官の請求によつて、家庭裁判所において伸長することができる。

相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができ、
第九〇六条 相続人が相続の承認又は放棄をしないので死亡したときは、前条第一項の期間は、その者の相続が自己のために相続の開始があつたときを知つた時から起算する。

第九〇七条 相続人が未成年者又は成年被後见人である者又は成年後見人のために相続の開始があつたときを知つた時から起算する。

相続財産の管理
第九〇八条 相続人は、その固有財産におけるのと同じの注意をもつて、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。

家庭裁判所は、利害関係人又は檢察官の請求によつて、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。

第九〇九条 第九〇七条の規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

自己の承認及び放棄の撤回及び取消
第九一〇条 相続の承認及び放棄は、第九一五条第一項の期間内でも、撤回することができる。

第九一一条 前項の規定は、第一條總則及び前編親族の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすることが妨げない。

前項の取消は、追放の取消しをすることができ、三箇月間行使用し、そのときは、時効によつて滅する。相続の承認又は放棄の時から十年を経過したときは、同様とする。

第九一三条 前項の規定により承認又は相続の放棄の取消しようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

第二節 相続の承認

第一款 単純承認

単純承認の効力

第九一四条 相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の相続義務を継承する。

第九一五条 次掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたもとならず、
一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき、た

し、保存行為及び第六百二条に定める期間を超えない貸貸を、そのときは、この限りでない。

二 相続人が第九一五条第一項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかつたとき、

三 相続人が、限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部又は一部を隠し、私にこれを消費し、又は悪意でその相続を隠蔽しに記載しなかつたとき、

ただし、その相続人が相続を放棄をしたことによつて相続人となつた者が、その相続の承認をした後は、この限りでない。

第二款 限定承認

第九一六条 相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、その承認をすることができる。

共同相続人の限定承認
第九一七条 共同相続人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれをすることができる。

限定承認の方式
第九一八条 相続人は、限定承認をしようとするときは、第九百一十五条第一項の期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をしようを申請しなければならない。

第九一九条 相続人が限定承認をしたときは、その被相続人に対して有した権利義務は、消滅しなかつたのみならず、
（限定承認者による管理）
第九二〇条 限定承認者は、その固有財産におけるの同一の注意をもつて、相続財産の管理を継承しなければならない。

第九二一条 第九一八条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告
第九二二条 限定承認者は、限定承認した後五日以内に、すべての相続債権者相続財産に属する債務の債権者を以て、以下同じく、及び受遺者として、限定承認をしたこと及び一定の期間内にこの請求を出し、その旨を告示しなければならない。

この場合において、その期間は、二箇月とする。この場合において、前項の規定により公告し、相続債権者及び受遺者の期間内に出さなければならぬ。ただし、限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者を除き、することができる。

限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第九二四条 前項の規定により公告し、官報に掲載する。第九二五条 限定承認者は、前条第一項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対し弁済を拒むことができる。（公告期間満了後の弁済）

第九二六条 第九一七条第一項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産を以て、その期間内に同項の申出をした相続債権者その他知れている相続債権者、またそれらの債権額割合に応じて弁済しなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害するとはでない。

第九二七条 第九二六条第一項の規定は、弁済期に至らぬ債権であつて、前条第一項の規定に従つて弁済をしない債権は、家庭裁判所が選定し、鑑定人の評価に従つて弁済をしなければならない。

第九二八条 限定承認者は、前条の規定に従つて各相続債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができる。

弁済のたの相続財産の換面
第九二九条 前条の規定に従つて弁済をするにつき相続財産を売却する必要のあるときは、限定承認者は、これを競売に付さなければならない。ただし、一部の価額を弁済して、鑑定人の評価にない相続財産の全部又は一部の価額を売却して、その競売を止めることができる。

相続債権者及び受遺者の換面手続への参加
第九三〇条 相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の競売又は競売に参加することができる。この場合においては、第九百一十條第一項の規定を準用する。

第九三一条 第九三〇条第一項の規定は、第九百一十條第一項と同様とする。

第九三二条 第九三〇条第一項の規定は、第九百一十條第一項と同様とする。

第九三三条 第九三〇条第一項の規定は、第九百一十條第一項と同様とする。

第九三六条 相続人が故人である場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。これに代わつて、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。

第九三七条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九三九条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九四〇条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九四一条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九四二条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九四三条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九四四条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九四五条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九四六条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九四七条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九四八条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九四九条 第九三六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

遺言に別段の意思を有効な改正前規定。その意思に従う。

遺贈の無効又は失効の場合の財産の帰属
第九九五条 遺言者がその効力を生じないとき、又は放棄によつてその効力を失つたときは、受遺者は受遺すべきべきであつたものは、相続人に帰属する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

相続財産に属しない権利の遺贈
第九九六条 遺贈は、その効力を生じない。ただし、その権利が相続財産に属するかどうかにかかわらず、これを遺贈の目的としたもの認められるときは、この限りでない。

第九九七条 相続財産に属しない権利を目的とする遺贈があるときは、第九九七条の規定により有効であるときは、遺贈義務者が、その権利を取得して受遺者に移転する義務を負う。

前項の場合において、前項に規定する権利を取得することができないとき、又はこれを取得して過分の費用を要するときは、遺贈義務者は、その価額を償ふし、これを返還し、ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

不特定物の遺贈義務者の担保責任
第九九八条 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者がこれに基づき第三者らに追償を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、売主と同じく、担保の責任を負う。

不特定物の遺贈の目的とした場合において、物に根拠があつたときは、遺贈義務者は、取戻さない物をもつてこれに代るなければならない。

遺贈の物の代位
第九九九条 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によつて第三者に対して債金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。

遺贈の目的物が、他の物と混合し、又は混合した場合において、遺言者が第二百四十二条から第二百四十五条までの規定により、合成物を混雑物の単独所有又は共有者となつたときは、その全部の所有権又は持分を遺贈の目的としたものと推定する。

第三者の権利の目的である財産の遺贈
第一〇〇〇条 遺贈の目的又は権利が遺言者の死亡の時において第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者にたいして、遺贈を消滅させるべき旨を請求することができる。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

債権の遺贈の物主地位
第一〇〇一条 債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、かつ、その受け取つた物が相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。

金銭を目的とする債権を遺贈の目的とした場合においては、相続財産中にその債権者に相当する金銭がないときは、受遺者は、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。

負担付遺贈
第一〇〇二条 負担付遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価額を超過しない限度においてのみ、負担した義務を履行する責任を負ふ。

受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の利益を受けるべき者は、自ら受遺者となることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

負担付遺贈の受遺者の免責
第一〇〇三条 負担付遺贈の目的の価額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴えによつて減少したときは、受遺者は、その減少の割合に応じて、その負担した義務を免れる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第四節 遺言の執行
第一〇〇四条 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出し、その検閲を請求しなければならない。遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を発見した後は、同様とす。

封筒の規定は、公証書による遺言については、適用しない。

封筒のある遺言書は、家庭裁判所において相続人はその代理者の立会いなければ、開封することができない。

第五〇五条 前条の規定により遺言を提出することを怠り、その検閲を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をし若しくは、五万円以上の過料を課する。

第六〇六条 遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これら相続人に通知しなければならない。

遺言執行者を指定するの委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をしたときは、遅滞なくその委託を受けた者に通知しなければならない。

遺言執行者の任務の開始
第一〇〇七条 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を執行しなければならない。

第八〇八条 相続人その他利害関係人は、遺言執行者に対して、相当の期間を定めて、その期間内に就職を承諾するかどうかを、遺言執行者へその期間内に相続人にして確認をしないときは、就職を承諾したものとみなす。

第九〇九条 未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

遺言執行者の選任
第一〇一〇条 遺言執行者がいないとき、又はなくなつたときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によつて、これを選任することができる。

相続財産の目録の作成
第一〇一一条 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。その交付をいふものについては、相続財産の目録を作成し、又は公証人にこれを作成させなければならない。

遺言執行者の権限義務
第一〇一二条 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十条の規定は、遺言執行者について準用する。

遺言執行の妨止行為の禁止
第一〇一三条 遺言執行者があつた場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

特定財産に関する遺言の執行
第一〇一四条 前条の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。

遺言執行者の地位
第一〇一五条 遺言執行者は、相続人代理人とみなす。

遺言執行者の復讐権
第一〇一六条 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者をその任務を執行せしむることができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を示したときは、この限りでない。

遺言執行者が前条の規定により第三者にその責任を負つた場合は、相続人に対して、第五百五条に規定する責任を負う。

遺言執行者が数人ある場合の任務の執行
第一〇一七条 遺言執行者が数人ある場合には、その任務の執行は、過半数で決する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行為をすることができ。

遺言執行者の報酬
第一〇一八条 家庭裁判所は、相続財産の状況その他の事情によつて遺言執行者の報酬を定めることができる。ただし、遺言者が第六百四十四条に規定するときは、この限りでない。

遺言執行者の解任及び辞任
第一〇一九条 遺言執行者は、その任務を家庭裁判所に請求するときは、利害関係人は、その解任を家庭裁判所に請求することができる。

遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができ。

委任の規定の準用
第一〇二〇条 第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、遺言執行者の任務を終了した場合について準用する。

遺言の執行に関する費用の負担
第一〇二一条 遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これによつて遺留分を減することができない。

第五節 遺言の撤回及び取消
第一〇二二条 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従つて、その遺言の全部又は一部を撤回することができる。

前の遺言と後の遺言の抵触等
第一〇二三条 前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言を撤回したものとみなす。

前項の規定は、遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場について準用する。

遺言撤回と遺贈の目的の放棄
第一〇二四条 遺言者が故意に遺言を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的の放棄をしたときは、同様とす。

撤回された遺言の効力
第一〇二五条 前条の規定により撤回された遺言は、その撤回の行為があつたとき、取り消され、又は効力を生じなくなるに行為が許敗又は強迫による場合は、この限りでない。

遺言の撤回後の禁止
第一〇二六条 遺言者は、その遺言を撤回する権利を放棄することができない。

負担付遺贈に係る遺言の取消
第一〇二七条 負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行の催告をすることができ、この場合において、その期間内に履行がないときは、その負担付遺贈に係る遺言の取消し家庭裁判所に請求することができる。

第八章 遺留分
遺留分の帰属及び割合
第一〇二八条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定められた割合に相当する額を受ける。

一 直系尊属のみが相続人である場合、被相続人の財産の三分の一

二 前号に掲げる場合以外の場合、被相続人の財産の二分の一

遺留分の算定
第一〇二九条 遺留分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にして、これを算定する。

② 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価額を定める。
 第三〇三〇条 贈与は、相続開始の一年間にしたものに限り、前条の規定を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたもののについても、同様とする。
 (遺贈又は贈与の減殺請求)

第三〇三一条 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。

条件付贈与等の贈与又は遺贈の一部の減殺

第三〇三二条 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利を贈与又は遺贈の目的とした場合において、その贈与又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第二十九条第二項の規定により定められた価額に従い、直ちにその残部の価額を受贈者又は受遺者に給付しなければならない。

贈与と遺贈の減殺の順序
 第三〇三三条 贈与は、遺贈を減殺した後でなければ、減殺することができない。

(遺贈の減殺の割合)
 第三〇三四条 遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

贈与の減殺の順序
 第三〇三五条 贈与の減殺は、後の贈与から順次前の贈与に対してする。

(受贈者による果実の返還)

第三〇三六条 受贈者は、その返還すべき財産のほか、減殺の請求があつた日以後の果実を返還しなければならない。

(受贈者の無資力による損失の負担)

第三〇三七条 減殺を受けるべき受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

負担付贈与の減殺請求
 第三〇三八条 負担付贈与は、その目的の価額から負担の価額を控除したもつて、その減殺を請求することができる。

(不相当対価による有償行為)

第三〇三九条 不相当対価をもつてした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つたものに限られ、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。

(受贈者が贈与の目的を譲渡した場合等)

第一〇四〇条 ① 減殺を受けるべき受贈者が贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその価額を弁償しなければならぬ。ただし、譲受人が譲渡の時に遺留分権利者に損害を加えることを知つたときは、遺留分権利者は、これに對しても減殺を請求することができる。

② 前項の規定は、受贈者が贈与の目的につき権利を設定した場

合について準用する。

(遺留分権利者に対する価額による弁償)

第一〇四一条 ① 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。
 ② 前項の規定は、前条第二項ただし書の場合について準用する。

(減殺請求権の期間の制限)

第一〇四二条 減殺の請求は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があつたことを知つた時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

(遺留分の放棄)

第一〇四三条 ① 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

(代襲相続及び相続分の規定の準用)

第一〇四四条 第八百八十七条第二項及び第三項、第九百条、第九百一条、第九百三条並びに第九百四条の規定は、遺留分について準用する。

有効な改正前規定（動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律）

○動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

平成三年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・商法及び国際海物品運送法の一部を改正する法律（平成三〇・五・二五法）九附則四七条 平成三二・五・四まで（施行）

（動産の譲渡の對抗要件の特例等）

第百一条① 法人が動産を当該動産につき引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船舶証券が作成されているものを除き、以下同じ）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第百七十八条の引渡しがあつたものとみなす。

②③ 略

○消費者契約法

平成三年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・消費者契約法の一部を改正する法律（平成三〇・六・一五法）五四 本則 平成三二・六・一五施行

（事業者及び消費者の役割）

第三条① 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しは、消費者の理解を深めるための必要な情報を提供しよう努めなければならない。

② 略

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）

第四条① 略

② 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関する事項について当該消費者の不利となる旨を告げ、かつ当該重要事項について当該消費者の不利となる事実（当該告知により当該事実が存在しない、と消費者が通常考えるべきものに限る）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによつて当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

③（任意略）

④（任意略）

⑤（任意略）

⑥ 略

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条①（任意略）
一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

消費者契約法

四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき、当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の目的物の瑕疵があるとき、次に掲げる条項は、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項（前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。）

② 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
二 当該消費者契約が当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のために締結されたものである場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が、当該消費者により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を負うこととされている場合

一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が、当該消費者により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を負うこととされている場合
二 当該消費者契約が当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のために締結されたものである場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が、当該消費者により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を負うこととされている場合

③ 略

（消費者の解除権を放棄させる条項の無効）

第八条② 一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項
二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること、当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の目的物の瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

○消費者契約法

平成三年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・消費者契約法の一部を改正する法律（平成三〇・六・一五法）五四 本則 平成三二・六・一五施行

（事業者及び消費者の役割）

第三条① 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しは、消費者の理解を深めるための必要な情報を提供しよう努めなければならない。

② 略

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）

第四条① 略

② 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関する事項について当該消費者の不利となる旨を告げ、かつ当該重要事項について当該消費者の不利となる事実（当該告知により当該事実が存在しない、と消費者が通常考えるべきものに限る）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによつて当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

③（任意略）

④（任意略）

⑤（任意略）

⑥ 略

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条①（任意略）
一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

平成三年一月一日以後有効な目規定

改正法令一覽
○・五二五法一九本則条(平成二・五二四までに
施行)

第六編 第八章 雑則(改正により前られた)

第三條 この法律の規定により署名すべき場合とは、記号押印をもつて、署名に代るることができる(改正により前られた)

第三條 前條第五〇条まで、商業帳簿、商業使用人、代理業、会社、閉鎖

第五編 第五章 仲立營業(第五章を改正)

第五四三條 定義(仲立人トハ他人間、商爲ノ媒介ヲ爲シテ
トスル者ヲ謂フ)

第五四四條 當事者ノための給付を受ける權限(仲立人ハ其媒介
シタル行爲ヲ付キ當事者ノ爲ニ支払其他ノ給付受ケタルト
得又但願ニ同意し得テ賣買シキハ此限ニ在ラズ)

第五四五條 買本價額の義務(仲立人カ其媒介シテ付キ
本ヲ受取タルトキハ其行爲ヲ完了スルマテ之ヲ保管スルト
トス)

第五四六條 契約書に関する義務(當事者間ニテ行ハラセテ
シタルトキ仲立人ハ運送シタル書面ヲ作リ署名スル後之各當
事者ニ交付シタルコトヲ要ス)

第五四七條 運送書面(場合トテハ場合外仲立人ハ各當事者
ヲテ前項ノ書面ヲ署名セシタル後之ヲ其相手方ニ交付スル
コトヲ要ス)

第五四八條 二於テ當事者ノ一方カ書面ヲ受領セ又ハ之ヲ署名
セシタルトキ仲立人ハ運送シタル相手方ニ對シテ其通知ヲ免ス
ルコトヲ要ス)

第五四九條 帳簿に関する義務(一)仲立人ハ其帳簿ニ前条第一項
ニ掲ケタル事項ヲ記載スル義務

(二)當事者ハ何時ニテ仲立人カ自己ノ爲ニ二媒介シタル行爲ヲ付
キ其帳簿ニ姓名及交付請求スルコトヲ要ス

第五五〇條 氏名照録の義務(當事者ハ其氏名及ハ商号ヲ相手方
ニ示サセハ己キヨ仲立人ニ命ジタルトキハ仲立人ハ第五四四
十六條第一項ノ書面及ビ前条第二項ノ帳簿ニ其氏名及ハ商号ヲ

記載スルコトヲ得

第五五九條(自ら履行をする義務(仲立人カ當事者ノ一方ノ氏名
及ハ商号ヲ其相手方ニ示サセタルトキハ之ニ對シテ自ら履行ヲ
爲ス責ニ任ス)

第五六〇條(報酬請求權(一)仲立人ハ第五百四十六條ノ手續ヲ終
ハシタル後ハ報酬ヲ請求スルコトヲ得

(二)仲立人ノ報酬ハ當事者双方平分シテ之ヲ負担ス

第六編 第六章 閉屋營業(第六章全部改正)

第五五二條(定義(閉屋ト自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲ニ二物品ノ
販売ハ買入ヲ爲スタルトスル者ヲ謂フ)

第五五三條(閉屋ノ法律上ノ地位(一)閉屋ノ他人ノ爲ニ爲シタル
販賣及ハ買入ノ因リ相手方ニ對シテ自ら權利ヲ得ず自由
(二)閉屋委託者ノ間ニ於テ本章程ノ規定ニ外委託及ビ代理ニ因
ズルニ在ラズ)

第五五五條(買入履行をする義務(閉屋ハ委託者ノ爲ニ爲シタル
販賣及ハ買入ニ付キ相手方ノ債務ヲ履セザル場合ニ於テ
自レニ履行ヲ爲ス責ニ任ス但別段ノ意思表示表及ハ借買ルルトキ
ハ此限ニ在ラズ)

第五五六條(指価額の場の場合の特則(一)閉屋カ委託者ノ指定シ
タル金額ヨリ指価額額額額額額額額額額額額額額額額額額額
場合ニ於テ自レ其差額額額額額額額額額額額額額額額額額額額
者對シテ其効力ヲ生ズ)

第五五七條(介入權(一)閉屋カ取引所ノ相場アル物品ノ販売及ハ
買入ニ委託ヲ受ケタルトキハ買入買主又ハ売主ト爲リタルト
得此場合ニ於テ売買代價ハ買入買主又ハ売主ト爲リタルト
得

(二)通知ヲ免タル時ニ於ケル取所ノ相場ニ依リテ之ヲ定ム
(三)前項ノ場合ニ於テ閉屋間 委託者對シテ報酬ヲ請求スルコト
ヲ得

第五五八條(供託又は競売の特則(一)閉屋カ買入ノ委託ヲ受ケタル
場合ニ於テ委託者カ買入レタル物品ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之
ノ販賣ルコトヲ拒ムサルトキハ第五百二十四條ノ規定ヲ準用ス

第五五九條(通関業務(一)閉屋ノ規定ニ依リテ之ヲ定ムル
場合ニ於テ之ヲ準用ス(二)第七及ビ第十二條ノ規定ニ
關シテ之ヲ準用ス)

第五六〇條(非買入)本章程ノ規定ニ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲ニ
販売及ハ買入ニ非ナル行爲ヲ爲スラ業トシテ之ヲ準用ス

第七編 運送取扱營業(第七章全部改正)

第五五九條(定義(運送取扱人ト自己ノ名ヲ以テ物品運送ノ
取次ヲ爲スルコトヲスル者ヲ謂フ)

第五六〇條(運送取扱人ニ本章程ノ規定ノ定ル場合ノ外閉屋 閉スル
規定ヲ準用ス)

第五六一條(損害賠償責任(運送取扱人ハ自己又ハ其使用人カ運
送品ノ取次ヲ引渡シ保管シ運送又ハ他運送取扱人ヲ選取リ
他運送取扱人ヲ選取リシコトヲ證明スルニ非ザラハ運送
品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得)

第五六二條(報酬請求權(一)運送取扱人カ運送品ヲ運送スルニ引渡
シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ得

(二)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(三)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(四)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(五)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(六)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(七)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(八)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(九)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十一)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十二)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十三)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十四)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十五)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十六)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ得

(一)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(二)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(三)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(四)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(五)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(六)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(七)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(八)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(九)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十一)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十二)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十三)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十四)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十五)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十六)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十七)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十八)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(十九)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(二十)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(二十一)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(二十二)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(二十三)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(二十四)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

(二十五)運送取扱人カ運送品ノ運送ニ引渡シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之
ヲ請求スルコトヲ得

一 前条第一項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事項

二 運送人ノ氏名及ハ商号

三 運送品

四 貨物引換証ノ作成地及其作成ノ年月日

第五七二條(前同)法律上ノ證券性(貨物引換証ハ其記
式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スルコトヲ得但貨物引
換証ニ裏書ヲ禁スル旨記載シタルトキハ此限ニ在ラズ)

第五七三條(前同)貨物引換証ノ効力(貨物引換証ニ依リテ運送品ヲ受取
シタルトキ若シキ者ハ貨物引換証ヲ引渡シタルトキ其引渡
送ノ上ニ行使スル權ヲ取得シ付キ運送品ノ引渡シタルトキ一効
力ヲ有ス)

第五七四條(前同)法律上ノ當然ノ附隨証券性(貨物引換証ハ其記
式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スルコトヲ得但貨物引
換証ニ裏書ヲ禁スル旨記載シタルトキハ此限ニ在ラズ)

第五七五條(前同)貨物引換証ノ効力(貨物引換証ニ依リテ運送品ヲ受取
シタルトキ若シキ者ハ貨物引換証ヲ引渡シタルトキ其引渡
送ノ上ニ行使スル權ヲ取得シ付キ運送品ノ引渡シタルトキ一効
力ヲ有ス)

第五七六條(前同)運送品請求權(一)運送品ノ全部又ハ一部ノ不可抗
力ヲ有ス

(二)運送品ノ全部又ハ一部ノ不可抗力ヲ有ス

第五七七條(損害賠償責任(運送人ハ自己ノ名ヲ以テ運送取扱人又ハ
其使用人カ運送品ノ爲ニ使用スル者カ運送品ノ取次ヲ引渡シ
保管及ビ運送シタルトキハ自己ノ名ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ得

第五七九條(相次運送品ノ運送責任(一)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ
損害額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額
得

(二)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(三)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(四)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(五)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(六)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(七)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(八)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(九)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(十)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(十一)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(十二)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(十三)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(十四)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

(十五)運送品ノ滅失 毀損及ハ延滞ノ損害額額額額額額額額額額額額額額
得

有効な改正前規定(商法)

於テハ之ヲ引換ニ非レハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第六二条 預託証券所持人ノ寄託物全部ノ返還請求權ノ預託

ノ所持人ハ預託証券ノ利息ハ債權者ノ弁済期前ニ雖モ其債

權者及弁済期ヲノ利息ハ倉庫營業者ニ供託シテ寄託物ノ

返還ヲ請求スルコトヲ得

第六三条 預託証券所持人ノ寄託物全部ノ返還請求權

ノ所持人ハ預託証券ノ利息ハ債權者ノ弁済期前ニ雖モ其債

權者及弁済期ヲノ利息ハ倉庫營業者ニ供託シテ寄託物ノ

返還ヲ請求スルコトヲ得

第六四條 船船ノ定義 本法於テ船舶ハ商行爲爲ス目

的ヲ以テ航海用ニ供スルモノヲ謂フ

第六五條 船舶ノ從物 船舶ノ屬目録ニ記載シタル物ハ其從

物ノ指定ス

第六六條 船舶ノ登記 船舶所有者ハ特別法ノ定ル所ニ從

テ登記スルコトヲ得

第六七條 船舶所有權ノ移轉 船舶所有權ノ移轉ハ其

登記簿ニ記載スルコトヲ得

第六八條 航海中ノ船舶ノ保護 航海中ニ在リ船舶所有權ヲ

保護スル航海中ノ船舶ノ保護ニ關シテハ特別法ニ從テ

第六九條 船舶共有ノ規定 船舶共有者ノ持分ノ割合

第六十條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第六十一條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第六十二條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第六十三條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第六十四條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第六十五條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第六十六條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第六十七條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第六十八條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第六十九條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七十條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七十一條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七十二條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七十三條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七十四條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七十五條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七十六條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七十七條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七十八條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七十九條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第八十條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第八十一條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第八十二條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第八十三條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第八十四條 船舶共有者ノ持分ノ割合

第七四條 船舶船價人、船舶所有者ノ第三者ニ對スル關係

第七五條 代理權ノ圍 船舶港外ニ於テハ船舶航海爲

第一章 海商 (船舶改正)

第二章 船長

第三章 船員

第四章 船舶

第五章 航行

有効な改正前規定(商法)

第八〇七条 分配案に対する異議 ①海方前条分配案に対し...

第八〇九条 救助請求権の場合 左の場合に於てハ救助者...

第八二一条 救助料控室に関する船長の権限 ①船長ハ救助料...

第八二二条 積荷所有物の物的有限责任 積荷 所有者ハ救助セ...

第八二四条 救助請求権の短効期 救助料 請求権ハ救助...

第六章 保険 第八二五条 定義 海上上陸保険約ハ航海関スル事故ニ因...

第八八条 船舶保険の保険額 船舶ノ保険ニ付テハ保...

第八〇九条 船舶利益保の保険額 積荷ノ到達ニ因リテ得...

第八二二条 積荷保及希望利益保の法廷期間 ①積荷...

第八二四条 船荷積港及陸揚場 積荷ノ積港ニ於テハ船荷ノ...

第八二五条 船荷積港及陸揚場 積荷ノ積港ニ於テハ船荷ノ...

第八二六条 船荷積港及陸揚場 積荷ノ積港ニ於テハ船荷ノ...

第八二七条 船舶の変更 積荷ノ保険ニ付シ又積荷ノ到達ニ...

第八二九条 船荷積港の法定免事由 保...

第八三〇条 船舶積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八三一条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八三二条 船舶積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八三三条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八三四条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八三五条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八三六条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八三七条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八三八条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八三九条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八四〇条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八四一条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八四二条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八四三条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八四四条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八四五条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八四六条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八四七条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八四八条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八四九条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八五〇条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

第八五一条 船荷積港の取付 左の場合に於てハ被保険者...

ヲ有ス
一 船舶ニ其属具ノ鏡光ノ閃スル費用及ヒ鏡光手續開始後ノ保存費

二 後存港ニ於ケル船舶及ヒ其属具ノ保存費
三 航海ニ因リ船舶及ヒ其属具ノ諸稅
四 水先及内料及ヒ船料
五 救助料及ヒ船舶ノ負担ノ額スル其共同海損
六 航海継続ノ必要ニ因リテ生シタル船舶他ノ船員ノ雇賃
七 航海継続ノ必要ニ因リテ生シタル船舶他ノ船員ノ雇賃
八 船舶其壳質又ハ製造ノ後未ダ航海ヲ為ササル場合於テ其壳質又ハ製造ニ關シテ生シタル債權及ヒ船後ノ航海ノ為メニスル船舶ノ積裝ノ食料シヤル燃料ニ因リテ生シタル債權

第八四三条 前同一目的たる運送貨物ノ先取特權ハ運送貨物ニ付テハ其先取特權ノ生シタル航海ニ於ケル運送貨物上ニミテ存在ス

第八四四条 前同一順位 ①船舶債權者ノ先取特權ハ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先權ノ順位ハ第四百四十二條ニ從フ但同條第四号乃至第六号ノ債權ニ在リテハ生シタルモノノ前ニ生シタルモノニ先ツ

②同一順位ノ先取特權者數人ナルトキハ各其債權額ノ割合ニ応ジテ弁済受テ但第四百四十二條第四号乃至第六号ノ債權者同時ニ生セザリシ場合ニ於テハ後ニ生シタルモノノ前ニ生シタルモノニ先ツ

③先取特權力數回ノ航海ニ付テ生シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ハラス後ノ航海ニ付テ生シタルモノノ前ニ生シタルモノニ先ツ

第八四五条 前同一他ノ先取特權ニ優先 船舶債權者ノ先取特權ト他ノ先取特權ト競合スル場合ニ於テハ船舶債權者ノ先取特權ハ他ノ先取特權ニ先ツ

第八四六条 前同一過及性の除斥方法 ①船舶所有者カ其船舶ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ讓渡人ハ其讓渡ヲ登記シタル後先取特權者ニ對シテ一定ノ期間内ニ其債權ノ申出ヲ為セキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但此期間ハ一月下ルコトヲ得

②先取特權者前項ノ期間内ニ其債權ノ申出ヲ為サザリシトキハ其先取特權ハ消滅ス

第八四七条 前同一特別の消滅原因 ①船舶債權者ノ先取特權ハ其發生後一年ヲ經過スルハ消滅ス

②第四百四十二條第八号ノ先取特權ハ船舶ノ航行ニ因リテ消滅ス

第八四八条 船舶抵當權 ①登記シタル船舶ハ之ヲ以テ抵當權ノ目的ト為スコトヲ得

②船舶ノ抵當權ハ其属具ニ及フ

③船舶ノ抵當權ニハ不動産ノ抵當權ニ因スル規定ヲ準用ス此場合ニ於テ民法第三百八十四條第一号中ノ抵當權ヲ履行シ鏡光ノ申立テをしないときトアルハ「抵當權ノ実行」として鏡光ノ申立テをしないときトアルハ「抵當權ノ実行」として鏡光ノ通知をせず、又はその通知をした債權者が抵當權ノ実行に對しての鏡光の申立テをすることを至つた後、週間に内に

これらしないとき」と読解ヲモトメトス

第八四九条 先取特權ト抵當權トノ關係 船舶ノ先取特權ハ抵當權ニ先テテラフコトヲ得

第八五〇条 登記船舶ノ賣入禁止 登記シタル船舶ハ之ヲ以テ賣入ノ目的ト為スコトヲ得ず

第八五一條 製造中ノ船舶ニテラ準用ス

○國際海上物品運送法

平成三年一月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
・商法及び國際海上物品運送法ノ一部を改正する法律ノ平成三年五月二十五日法律第九本則案 平成三年五月二十四日に施行

（適用範圍）
第一条 この法律（第二十條を除外）の規定は船舶による物品運送及陸揚港又陸揚港が本邦外にあるものに、同条の規定は運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任に適用する。

（定義）
第二条 この法律において「船舶」とは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百八十四條第一項に規定する船舶を指す。この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する船舶所有者、船賃借入及び傭船者、傭船者及び傭送人をいう。

（航海に堪へる能力に関する注意義務）
第三条 前項の規定は、第九條の規定の適用を妨げない。

（航海に堪へる能力に関する注意義務）
第四条 前項の規定は、第九條の規定の適用を妨げない。

（船舶の損害賠償）
第五条 運送人は、自己又はその使用する者が発航の時或た事項につき注意を怠つたことよが生じた運送品の滅失、損傷又は延着につき、損害賠償の責を負う。

（船舶の航行に堪へる状態）
第六条 船舶の航行に堪へる状態におくこと。
二、船員を乗り組む、船舶の積裝し、及び荷物を補給すること。
三、入倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入、運送及び保存に適する状態におくこと。

（船舶証券の交付義務）
第七条 運送人、船長又は運送人の代理人は、荷送人の請求により、運送品の船舶後運送券、船積があつた旨を記載した船舶証券（以下「船舶証券」という。）一通又は數通を交付しなければならぬ。運送品の船舶後においても、その受取後

は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した船舶証券（以下「受取船舶証券」という。）一通又は數通を交付しなければならぬ。

（船舶証券の作成）
第八条 船積第八号の事項を除き、運送人、船長又は運送人の代理人が署名し、又は記名押印しなければならぬ。

（船舶証券の種類）
第九条 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第十条 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第十一条 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第十二 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第十三 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第十四 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第十五 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第十六 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第十七 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第十八 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第十九 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第二十 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第二十一 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第二十二 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第二十三 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

（船舶証券の作成）
第二十四 運送品の種類若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の認められる運送品の状態

○民事執行法

平成三年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三〇・四・一五法）
- 二〇）未則三條、平成三一・一〇・四まで（施行）
- ・商法及び國際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三〇・五・一五法）二九 附則四四條、平成三一・五・四まで（施行）

（債務名義）

第三條（任意破産）

- 六 確定した執行判決のある外國裁判所の判決
- 六の二・七（略）

第二四條（外國裁判所の判決の執行判決）

一 債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

新③（改正により追加）

②（略）改正後の④

- ③ 第一項の訴えは、外國裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第百八條各号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。（改正後の⑤）
- ④（略）改正後の⑥

（不動産に対する強制競売の規定の準用）

第二二條 前款第二項（第四十五條第一項、第四十八條第二項、第四十八條、第五十四條、第五十五條第一項（第一号に係る部分に限る）、第五十六條、第六十四條の二、第八十一條及び第八十二條を除く）の規定は、船舶執行について、第四十八條、第五十四條及び第八十二條の規定は、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について準用する。

（不動産担保権の実行の開始）

第一八一條（任意略）

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十五條の審判又はこれらと同一の効力を有するもの謄本

二四（略）

○会社更生法

②④（略）

（船舶の競売）

第一八九條 前章第二節第一款及び第百八十一條から第百八十四條までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第百十五條第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは、「第百八十九條中文書」と、第百八十一條第一項から第三項までに規定する法律とあるのは、「一般の先取特権又は商法第八百四十二條に定める先取特権」と読み替えるものとする。

○会社更生法

平成三年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・國際觀光旅客稅法（平成三〇・四・一八法）六 附則一四條
- 二号（平成三一・一・七施行）

（源泉徴収所得稅等）

第二九條 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得稅、消費稅、酒稅、たばこ稅、揮発油稅、地方揮発油稅、石油ガスを稅、石油石炭稅、地方消費稅、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ稅、都たばこ稅を（含む）及び市町村たばこ稅（特別区たばこ稅を含む）並びに特別徴収義務者が徴して納入すべき地方稅の請求權で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債權とする。

○刑事訴訟法

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

平成三年一月一日以降有効な旧規定

平成三年一月一日以降有効な旧規定

改正法令
・刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三法五）
四 本則二条（平成三二・六・二までに施行）

第二〇一条の二（改正により追加）

改正法令一覽
四 本則七法（平成二八・六・三法五）
四 本則七法（平成三二・六・二までに施行）

（定義）

第二条一（略）
第三条一（略）
第四条一（略）

（令状請求の手続）

第四条（傍受令状の請求は、検察官（検事長が指定する検事）に限る。次項及び第七條において同じ。）又は司法警察員（国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官、厚生労働大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。同項及び同条において同じ。）から地方裁判所の裁判官にこれをしなければならない。）

（傍受令状の発付）

第五条一（略）
二（略）
三（略）
四（略）

（傍受令状の記載事項）

第六条（略、改正後の一）
二（改正により追加）

（傍受令状の提示）

第九条（傍受令状は、通信手段の傍受の実施をする部分若しくはその封印を管理する者、会社その他の法人又は団体にあっては、その役員職員以下同じ。）又はこれに代わるべき者に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。）

（改正後の第二〇条）

第二〇条（略、改正後の第二二条・第二二条）
（立会い）

第二条一（傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分若しくはその封印を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち合わせなければならない。これらの者を立ち合わせなければならないときは、地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。）
二（略）
第三条（略）
第三条一（略）
第三条二（略）

（相手の電話番号等の探知）

第六條一（検察官又は司法警察員は、傍受の実施をして、同項に行われ通信について、これが傍受すべき通信若しくは第十四條の規定により傍受することができ通信に該当するものであるとき、又は第十三條の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるときは、傍受の実施の場所において、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることができる。この場合においては、別に令状を必要としない。）
二（略）
三（略）

（改正後の第七條）

第七條（略、改正後の第一八條・第一九條）

（傍受をした通信の記録）

第十九條一（傍受をした通信については、すべて、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならない。この場合においては、第二二條第二項の手續の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができる。）
二（傍受の実施を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。）
三（略）
四（略、改正後の第四條）

（記録媒体の封印等）

第二〇條一（前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人による封印を求めなければならない。傍受の実施をしていない間に記録媒体の交換をしたときは、他の記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。）
二（略、改正により追加）
三（前項の記録媒体については、前条第二項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人による封印を求めるときは、第二二條第二項の手續の用に供するための複製を作成することができる。）
四（略、改正後の三）
五（略、改正後の第五條）

（傍受記録の作成）

第二二條一（検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受した通信の内容を刑事手續において使用するための記録（以下「傍受記録」という。）一通を作成しなければならない。傍受の実施をしていないに記録媒体の交換をしたときは、他の記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。）
二（略、改正により追加）
三（傍受記録は、第十九條第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は第二十條第一項の規定により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。）
四（略）
五（略）
六（略）
七（略）
八（略）
九（略）

（傍受記録の提出）

第二三條一（検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、この第十四條に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受の処分を取り消すものとする。この場合においては、第二六條第一項、第五項及び第六項の規定を準用する。）
二（略、改正後の第七條）
三（略）

（傍受記録の提出）

第二四條一（検察官又は司法警察員は、傍受の実施を終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、前条第三項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七條の規定により傍受ができた期間の延びを請求する時も、同様とする。）
二 立会人の氏名及び職業
三 第十條第二項の規定により立会人が述べた意見
四 五（略）
六 第十四條に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰則並びに当該通信が同条規定する通信に該当すると認められた理由
七 記録媒体の交換をした年月日時
八 前条第一項の規定による封印の日時及び封印をした立会人の氏名
九 会人の氏名
十 略
十一 略
十二 略
十三 略
十四 略
十五 略
十六 略
十七 略
十八 略
十九 略
二十 略
二十一 略
二十二 略
二十三 略
二十四 略
二十五 略
二十六 略
二十七 略
二十八 略
二十九 略
三十 略
三十一 略
三十二 略
三十三 略
三十四 略
三十五 略
三十六 略
三十七 略
三十八 略
三十九 略
四十 略
四十一 略
四十二 略
四十三 略
四十四 略
四十五 略
四十六 略
四十七 略
四十八 略
四十九 略
五十 略

新第二六條（改正により追加）

（傍受の実施の状況を記載した書面の提出等）
第二六條一（検察官又は司法警察員は、傍受の実施を終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、前条第三項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七條の規定により傍受ができた期間の延びを請求する時も、同様とする。）

一 立会人の氏名及び職業

二 第十條第二項の規定により立会人が述べた意見

三 五（略）

四 第十四條に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰則並びに当該通信が同条規定する通信に該当すると認められた理由

五 記録媒体の交換をした年月日時

六 前条第一項の規定による封印の日時及び封印をした立会人の氏名

七 略

八 略

九 略

十 略

十一 略

十二 略

十三 略

十四 略

十五 略

十六 略

十七 略

十八 略

十九 略

二十 略

二十一 略

二十二 略

二十三 略

二十四 略

二十五 略

○特許法

平成三年一月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
・不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三〇・五・三)
○法三三(本則一条(平成二・七・一、平成三・五・二九)まで施行)

書類の提出等

第(五)条(一)略

裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をする必要があると認めるときは、書類の所持者

第(五)条(二)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて、前項後段の書類を提示する

第(五)条(三)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて、前項後段の書類を提示する

第(五)条(四)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて、前項後段の書類を提示する

第(五)条(五)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて、前項後段の書類を提示する

第(五)条(六)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて、前項後段の書類を提示する

○不正競争防止法

平成三年一月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
・不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三〇・五・三)
○法三三(本則一条(平成三・七・一)施行)

往書略

第(一)条(三)略

四、窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を

第(一)条(四)略

六、その取得した後にその営業秘密について不正開示行為が介

第(一)条(五)略

七、営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)から

第(一)条(六)略

八、その営業秘密について不正開示行為(前号に規定する場合

第(一)条(七)略

九、その取得した後にその営業秘密について不正開示行為が介

第(一)条(八)略

十、その取得した後にその営業秘密について不正開示行為が介

他の情報の記録を複製する手段であつて、複製等機器(複製若

しくは音の複製、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影

像、音、プログラムその他の情報の記録のために用いられる機

損害賠償

第(一)条(九)略

第四、故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の

第(一)条(十)略

第五、故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の

第(一)条(十一)略

第六、故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の

第(一)条(十二)略

第七、故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の

第(一)条(十三)略

第八、故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の

第(一)条(十四)略

第九、故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の

裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどう

かの判断をする必要があると認めるときは、書類の所持者

その提示をさせることができる。この場合において、何人

書類の提出等

第(一)条(一)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する

第(一)条(二)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する

第(一)条(三)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する

第(一)条(四)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する

第(一)条(五)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する

第(一)条(六)略

裁判所は、前項の場合において、第(項)ただし書に規定する

第(一)条(七)略

第二、営業秘密の権利者(以下「権利者」という。)が、その

権利を行使するに当たっては、権利者(以下「権利者」とい

第(一)条(八)略

第三、営業秘密の権利者(以下「権利者」という。)が、その

権利を行使するに当たっては、権利者(以下「権利者」とい

第(一)条(九)略

第四、営業秘密の権利者(以下「権利者」という。)が、その

第(一)条(十)略

第五、営業秘密の権利者(以下「権利者」という。)が、その

第(一)条(十一)略

第六、営業秘密の権利者(以下「権利者」という。)が、その

第(一)条(十二)略

第七、営業秘密の権利者(以下「権利者」という。)が、その

第(一)条(十三)略

第八、営業秘密の権利者(以下「権利者」という。)が、その

商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為、同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己氏名を不正目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。

三、五（略）

六、第四号第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争取引によつて営業秘密を取得した者、その取得した時にその営業秘密について不正開示行為があつたこと又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者を限るが、その取引によつて取得した権限の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為。

七、第二号第一項第十号に掲げる不正競争、第十五条の規定による同条に規定する権利が消滅した後その営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為。

新八、改正により追加

八、第二号第一項第十一号及び第十二号に掲げる不正競争、技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十一号及び第十二号に規定する装置、これらの号に規定するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該プログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は技術的制限手段の試験又は研究のために用いられるこれらの号に規定する役務を提供する行為、改正後の九。

② 第二節

第二十一条（注略）

一、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（入札及び入札外に買入を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。又は管理侵奪行為、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為、不正アクセス行為の禁止に関する法律（平成十一年法律第二十号）第二十四条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者を損害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者。

二、詐欺等行為又は管理侵奪行為又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者。

三、営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に保る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を譲渡した者。

イ、ハ（略）

四、営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密

の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により譲渡した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者。

五、営業秘密を保有者から示された者の役員、理事、取締役、執行役員、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同様に、又は従業員であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六、営業秘密を保有者から示された者又は従業員であつた者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について承諾を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは前号の罪又は第三項第二号の罪に当たる開示に当たる部分に限る。）に当たる開示によつて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者。

八、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第二号及び第四号に当たる開示に当たる開示に当たる部分に限る。）に当たる開示に当てる開示によつて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者。

③ 第二十二条

第二十一条（注略）

九、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第二号に当たる行為（技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号及び次条第二項第二号において「違法行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者、当該物が違法使用行為により生じた物であること等を知らずに譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。）

② 不正の目的をもつて第二号第一項第二号又は第十四号に掲げる不正競争を行った者

一、三（略）

二、三（略）

四、不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二号第一項第十一号又は第十二号に掲げる不正競争を行った者

五、七（略）

一、二（略）

三、日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号支での罪に当てる使用をした者

④⑤（略）

⑥ 第四号（第九号を除く）、第三項第二号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

⑦⑧⑨（略）

有効な改正前規定（不正競争防止法）

二、第四十七條の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七條の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは、「出版権を」と、「著作権の」とあるのは、「出版権の」と読み替えるものとする。

⑧ (出版権の登録)

第八八条① (注書略)

一 出版権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く、次号において同じ)、変更若しくは消滅(混同又は複製権若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く)又は処分(略)

二 (略)

⑨ (商業用レコードの二次使用)

第九五条① (略)

第七十条第三項、第六項及び第八項並びに第七十一条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあるのは、「当業者」と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは、「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは、「同条第五項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは、「第九十五条第五項の団体」と読み替えるものとする。

⑩ (著作隣接権の制限)

第二〇二条① 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条までの二、第三十五條、第三十六條、第三十七條第三項、第三十七條の二、第三十八條、第四十一条において同じ、第三十八條第一項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十七條(第二項を除く)、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七條の四並びに第四十七條の五の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十條第一項及び第三十七條の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十四條第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第九十一条第一項、第九十九條第一項又は第百零一条の二」と、同条第二項中「第二十条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百零一条の二」と読み替えるものとする。

⑫ 前項において準用する第三十一条、第三十二条第三項、第三十七條の二、第四十一条若しくは第四十七條の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下「実演等」と総稱する)を複製する場合において、その出所を明示する慣行がある

ときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

③ 第三十三條の二の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができるときには、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

④ (注書略)

⑤ (注書略)

① 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二第二号、第四十一条から第四十三条の三まで、第四十三條第一項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七條第一項若しくは第三項、第四十七條の二又は第四十七條の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

② 第三十三條の二第一項又は第三十七條第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

⑥ (著作隣接権の譲渡、行使等)

第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三條の規定は実演レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五條の規定は著作隣接権共有に係る場合について、第六十六條の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七條、第六十七條の二(第一項ただし書を除く)、第七十條(第三項及び第四項を除く)及び第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四條第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三條第五項中「第三十條第一項」とあるのは「第九十條の二第二項、第九十六條の二、第九十九條の二第一項又は第百零一条の四」と、第七十條第五項中「前項」とあるのは「第百零一条において準用する第六十七條第一項」と読み替えるものとする。